

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

令和 5 年度川崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

1 審査の対象

令和 5 年度川崎市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 5 年度川崎市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 5 年度川崎市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、「川崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に対する聴取及び照会を行った上で、審査を行った。

4 審査の結果

令和 5 年度川崎市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

令和5年度川崎市内部統制評価報告書において、評価対象期間の運用上の重大な不備が次のとおり1件あった。

- ・川崎市立学校における旅費の不正受給

6 審査の結果を踏まえた意見

重大な不備として評価された川崎市立学校における旅費の不正受給は、5年もの間、誤った運用が見過ごし、多くの懲戒処分者を出すことになり、市政の信頼を失墜させる結果につながったことを重く受け止めなければならない。事務の執行に当たっては、常に根拠法令等を意識し、適宜適切に確認するなど再発防止の取組を徹底されたい。

また、当年度においては「情報システムの設定誤り」や「個人情報の紛失・漏えい」といった事務事故等が複数発生し、受託事業者の事務ミス等に起因している事案も散見されたほか、包括外部監査においても、再委託における手続、情報資産の管理といった委託業務における重大なリスクへ発展する可能性が高い課題について言及されている。令和6年3月に総務省ガイドラインが改定され、外部委託に対する統制の重要性が強調されたことも踏まえ、外部委託に対する内部統制について検討する必要がある。

さらに、内部統制の取組は4年目となるが、依然として複数の部署で同じような事務事故等が発生し、定期監査においても同様の指摘が繰り返されている状況を鑑み、次の2点について、重点的に取組を進めることを望むところである。

1点目は、内部統制シートの更なる有効活用についてである。令和5年度は、過去に自所属で起きた事務事故等を記載し、起こる可能性が高いリスクを自ら選択・設定するなど、内部統制シートの一部見直しが行われたところであるが、前年度に顕在化したリスクをシートに反映しておらず、所属における内部統制シートの活用が不十分である例が見受けられた。発生してしまった事務事故等は、顕在化したリスクとして横展開し、職員一人一人が他部署の事例も参考にしながら、組織的に予防的措置に取り組むことが重要である。内部統制シートの作成に当たっては、前年度の報道発表事案や直近の定期監査で指摘された事項を記載するなど、適切にリスクを把握し事務事故防止に資するよう取り組まれたい。

2点目は、これまでの振り返りと今後の取組の検討についてである。令和6年度は、制度導入から5年目を迎えることから、構築・推進してきた内部統制の取組や評価について振り返り、更なる有効な取組を検討する時期であると考ええる。振り返りにより、これまでの取組結果やリスクの傾向を把握し、重点的に取り組むべきものについての検討や制度所管部署との更なる連携など、より実効性のある内部統制にしていくための取組を推進されたい。